

京都市立芸術大学芸術資源研究センター所長等選考規程

(平成26年2月24日理事長決定)

(平成27年3月27日一部改正)

(令和6年12月1日一部改正)

(選考)

第1条 芸術資源研究センター所長及び副所長（以下「所長等」という。）の選考は、この規程の定めるところにより芸術資源研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う。

(所長選考の場合及び時期)

第2条 所長の選考は、次の場合にこれを行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
- (2) 所長が任期満了に先立ってその任を退いたとき。
- (3) 所長が欠員になったとき。

2 前項第1号の場合においては、任期満了の15日前までに所長選考を終了しなければならない。

3 第1項第2号及び第3号の場合においては、直ちに運営委員会において所長選考の手続を開始しなければならない。

(副所長選考の場合及び時期)

第3条 副所長の選考は、次の場合にこれを行うことができる。

- (1) 副所長の任期が満了するとき。
- (2) 副所長が任期満了に先立ってその任を退いたとき。
- (3) 副所長が欠員になったとき。

(所長等の任期)

第4条 所長等の任期は、その就任の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。

- 2 第2条第3項の手続きを経て選ばれた所長の任期及び第3条第2号及び第3号を理由として選ばれた副所長の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の方法)

第5条 所長等候補者の選考は、運営委員の中から、運営委員会の互選により決定する。

- 2 互選の方法は、運営委員会で決定する。

(所長等予定者の申請)

第6条 所長又は副所長は、前条の規定により決定した候補者を所長等予定者として学長に報告する。

(規程の運用及び改正)

第7条 この規程の運用又は解釈について疑義が生じたときは、運営委員会がこれを決定する。

- 2 この規程を改正するための手続は、運営委員会において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の所長の選考に関する特例)

- 2 この規程の施行前の所長選考方法は、学長による指名とする。

附 則 (平成27年3月27日理事長決定)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月1日理事長決定)

(施行期日)

この規程は、令和6年12月1日から施行する。